

揮発油価格高騰時における揮発油税及び 地方揮発油税の特例税率の適用停止等について 【沖縄県の区域内における措置】

平成23年4月 沖縄国税事務所

沖縄県の区域内にある揮発油には、製造場から出荷される際に揮発油税及び地方揮発油税（以下「揮発油税等」といいます。）の沖縄特例税率（46.8円/ℓ）が課税されていますが、揮発油の平均小売価格が連続3か月にわたり160円/ℓを超えることとなった場合には、沖縄特例税率の適用が停止され、沖縄軽減税率（24.9円/ℓ）が適用されることとなります。その後、揮発油の平均小売価格が連続3か月にわたり130円/ℓを下回ることとなった場合には、沖縄特例税率の適用が再開されることとなります。

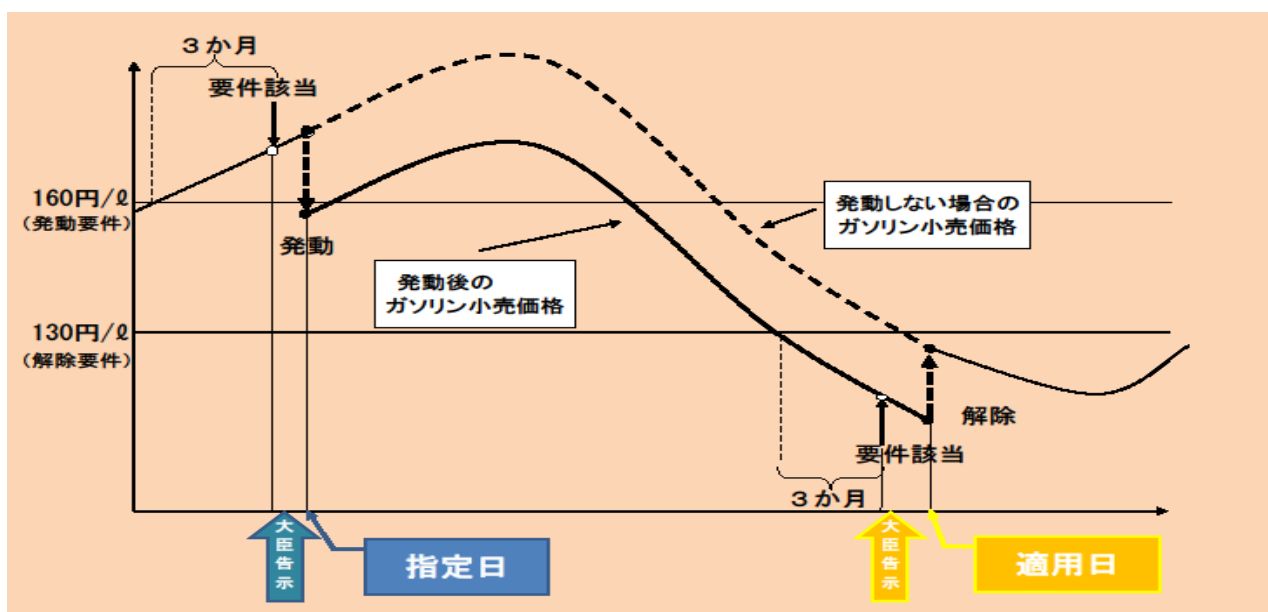
ただし、本制度は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第44条により、「別に法律で定める日までの間」、その適用が停止されています。

- (注1) 「沖縄特例税率」とは、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第74条第1項に規定する税率をいいます。
- (注2) 「揮発油の平均小売価格」とは、小売物価統計調査規則（昭和57年総理府令第6号）第1条に規定する小売物価統計調査の各月の結果として公表された都市別の自動車ガソリンの小売価格（消費税及び地方消費税込）を合計し、それを当該都市の数で除して得た額をいいます。
- (注3) 「沖縄軽減税率」とは、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第74条の2第1項に規定する税率をいいます。

I 関係法令

- ・ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律 第80条
- ・ 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（以下「沖特令」といいます。）第74条・第74条の2
- ・ 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令 第17条～第19条
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第44条

II 揮発油の平均小売価格のイメージ

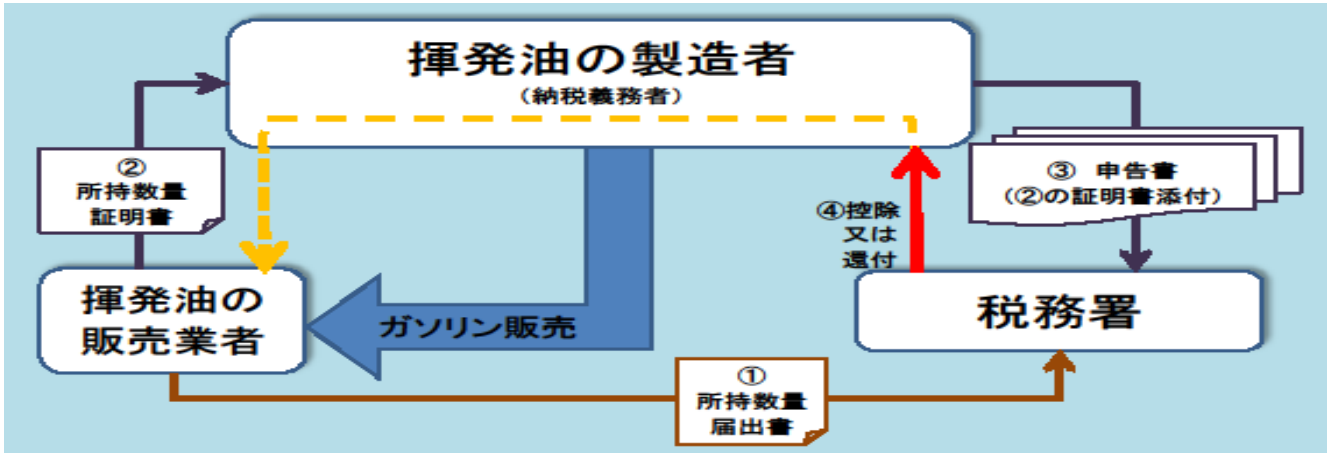


- (注1) 「指定日」とは、揮発油の平均小売価格が連続する3か月において、いずれも160円を超えた旨を財務大臣が告示した日の翌月の初日をいいます。
- (注2) 「適用日」とは、揮発油の平均小売価格が連続する3か月において、いずれも130円を下回った旨を財務大臣が告示した日の翌月の初日をいいます。

Ⅲ 沖縄特例税率の適用停止に伴う手持品控除

本制度が発動された場合、指定日以後、沖縄軽減税率が適用されることとなります（沖特令 74 の 2①）が、揮発油の販売業者の手持在庫となっている揮発油には、高い沖縄特例税率が適用されています。

そのため、揮発油の販売業者が指定日に販売のため所持する揮発油（灯油を除く。）の数量を税務署に届け出るとともに揮発油の製造者に証明することにより、揮発油の製造者は、沖縄特例税率と沖縄軽減税率との差額（揮発油税超過額）について控除（又は還付）を受けることができます（沖特令 74 の 2②）。



揮発油の販売業者の手続	揮発油の製造者の手続
① 貯蔵場所ごとに作成した所持数量届出書を、所轄税務署に提出（指定日以後 1 か月以内）	③ 所持数量証明書を基に揮発油税超過額を計算し、この計算書と所持数量証明書を添付した申告書を、製造場の所轄税務署に提出（指定日の属する月の翌月以後 3 か月以内）
② 複写で作成した所持数量証明書を、揮発油の製造者に交付	

Ⅳ 沖縄特例税率の適用再開に伴う手持品課税

本制度が解除された場合には、適用日以後、揮発油の製造場から移出される揮発油には沖縄特例税率が適用されることとなります（沖特令 74 の 2①、74①）が、揮発油の販売業者の手持在庫となっている揮発油には、低い沖縄軽減税率が適用されています。

そのため、揮発油の販売業者が適用日に販売のため所持する揮発油（灯油を除く。）については、揮発油の販売業者を納税義務者として、沖縄軽減税率と沖縄特例税率との差額の揮発油税等が課されることとなります（沖特令 74 の 2②）。

(1) 手持品課税の対象者

揮発油の製造場又は保税地域以外の場所で、揮発油を販売のため所持する販売業者又は製造者

(2) 課税最低数量

10 キロリットル（灯油を除く。）（注）2 以上の貯蔵場所で所持する場合には、合計数量で判定。

(3) 申告期限

適用日以後 1 か月以内（沖特令 74 の 2②）

(4) 納期限

適用日以後 6 か月以内（沖特令 74 の 2④）

Ⅴ 照会窓口等

本制度についてお分かりにならないことがありましたら、下記までご連絡ください。

- 沖縄国税事務所（間税課消費税係） TEL(代表)098-867-3601（内線 422）
- 東京国税局（消費税課諸税第 3 係） TEL(代表)03-3542-2111（内線 3081）